

孝明天皇の松平容保宛て宸翰

久邇宮宛て秋月胤永書翰の問題点

中西達治

初めに

二〇一九年三月二十八日に配信された「フークトープ通信28」に、白石烈氏の、「松平容保に下賜された孝明天皇宸翰のその後」が掲載されている。内容は、松平容保が、孝明天皇から贈られた宸翰に関するもので、従来知られていた事柄と異なる点が多い。一般に流布しているとは思えないので、ここにその全文を掲げて、考察の対象とした。

一

白石氏の報告は以下の通りである。

京都守護職会津藩主松平容保に下賜された孝明天皇宸翰といえは、幕末の会津藩が「朝敵」ではなかったことの証として取り上げられる。特に、松平容保が生涯肌身離さず保持し、明治政府の「圧力」にも屈せず守り通したとして歴史小説などでも強調されることが多い。昨年の鶴ヶ城天守閣の企画展「一八六八年の会津藩」でも原本が展示されていたので、御覧になった方々も多いと思う。

しかし、「門外不出」であったはずの孝明天皇宸翰が、実は明治二十二年（一八八九）に松平容保から明治天皇に、宮内省を通じて提出されていた事実は知られていないのではないだろうか。

宮内庁書陵部宮内公文書館に残された関連史料から紹介してみたい。

まず、旧会津藩士秋月悌次郎が久邇宮朝彦親王（幕末の中川宮で会津藩協力者）家に宛てた書簡（明治二十二年十二月付）の写によると、

① 明治二十二年七月に宮内大臣土方久元から、宸翰を宮内省に提出して明治天皇の御覧に供するよう口頭で命じられた。

② 七月二十日、松平容保が宮内大臣の自宅に宸翰を持参して提出した。

③ 約三十日間明治天皇の手許に留め置かれ、その後返却された。とある。

提出された宸翰の内容だが、明治天皇御手許書類（明治天皇に献上・提出された後、宮内省が管理していた史料群）の目録写によると、全部で五件（御製（天皇が詠んだ和歌）二首＋宸筆添状＋宸翰三通）が記載されており、これは現在までに知られている松平容保宛宸翰のすべてと合致する。

明治天皇御手許書類の孝明天皇宸翰写そのものが確認できないので断言はできないが、松平容保は御製二首と宸筆添状は原本を、その他の宸翰は写を提出し、宸翰一件ごとに内容解説も付けたよ

うだ。宸翰に付属する「此宸翰者……」で始まる明治二十二年付の解説文は、この時に書かれた添状と考えて間違いない。そして、宮内省は三十日の間に宸翰原本と解説文を筆写し、会津松平家に返却したのである。

幕末期に松平容保に下賜された孝明天皇宸翰すべての内容は、明治天皇と宮内省上層部の一部に把握されていたと考えられる。しかし、注意したいのは、同時期に明治天皇は、薩摩島津家からも孝明天皇宸翰の提出を受けている点である。件数だけなら島津家の方が多い。そのような状況下、松平容保宛宸翰の内容を知った明治天皇（宮内省）がどのような反応を示したのか興味は尽きないが、これは機会をあらためて考えてみたい。

この情報のもとになったのは、宮内庁書陵部宮内公文書館に残された旧会津藩士秋月悌次郎胤永が久邇宮朝彦親王（中川宮）家の家令に宛てた書簡（明治二十二年十二月付）の写しである。朝彦親王は、この頃まだ健在だった。（明治二十四・一八九一年十月二十五日歿。）この年秋月胤永は六十六歳、前年妻美栄を亡くし、第一高等中学校教諭を辞任している。悌次郎は文久の政変以来久邇宮と深い関係があり、明治維新後も、久邇宮復権の後、深い関係があったことが分かっている。「フークトープ通信」28に掲載された秋月胤永の手紙は、小さくて読みづらいため、「福島民友」2019-06-28に掲載されたものを翻刻しておく。

別式包之

宸翰ハ当廿二年七月申土方宮内大臣ヨリ口達

ニテ宮内省へ差出候

御覽候様被申渡則七月廿日旧主容保儀大臣自

宅迄持参差上大凡三十日程

御手許へ御留置御下ヶ相成候事ニ御坐候間其

写奉候

尊覧候条宜敷御取計被下度奉存候也

明治廿二年十二月 秋月胤永

手紙の内容は、白石氏のまとめでは、前記報告の通り

- ① 明治二十二年七月に宮内大臣土方久元から、宸翰を宮内省に提出して明治天皇の御覽に供するよう口頭で命じられた。
- ② 七月二十日、松平容保が宮内大臣の自宅に宸翰を持参して提出した。
- ③ 約三十日間明治天皇の手許に留め置かれ、その後返却された。

の三点となる。

二

この手紙のポイントは、上記の三点を踏まえて、

- ④ 宮内省に提出して返却された、会津若松家の所蔵する孝明天皇の宸翰等の写しを久邇宮の『尊覧』に供したい。

という点にある。白石氏は、宸翰が宮内省に提出されたという点で従来の通説とは異なる事実が記されているとして、手紙の前段に注目しているのだが、そこに至る前に、この手紙の執筆者である旧会津藩士秋月胤永の立場についてみておきたい。（この手紙によると、秋月自身も、宸翰が宮内庁に提出されていることを知っていたことは間違いない。この点については改めて取り上げたい。）彼は、会津松平家と宮内省（明治天皇）との間に起きた事件の経過を、久邇宮に報告しているのだ。と言うことは、この事件の全貌を彼は知っていたことになる。文久の政変以来の久邇宮家と会津松平家との強い絆が、維新後二十年以上経過したこの時期にも続いていること、その関係を結ぶ接点にしているのが秋月胤永であることは注目されてよい。いづれにしても秋月は、この時も松平家の外交係をしていることがうかがえるわけで、秋月が何時までも主家に忠実に仕えていることが分かる。

ところで、その前段の、明治天皇が孝明天皇の宸翰の提出を命じた、すなわち明治天皇と宮内省の幹部は、孝明天皇の宸翰の存在を把握していたということは、白石氏もいつているように、『会津守護職始末』が出版されるまで、一般には容保宛の孝明天皇宸翰は知られていなかったというこれまでの通説を覆す大発見といえるだろう。

宮内大臣の土方久元は、明治二十年から明治三十一年までその職にあった。土佐藩出身者で、薩摩、長州の人脈とは異なる立場にあったため、こういうことが出来たのではないかと思われる。(土方の後は継いで明治三十一年から明治四十二年まで宮内大臣を勤めたのも同じ土佐藩出身の田中光顕だった。)ただし、後年の田中の言行はここに見られる事柄と相違しており、そうなったことについては、何らかの特殊な事情があるのかもしれない。

白石氏は、この間の事情を整理して最後に、

幕末期に松平容保に下賜された孝明天皇宸翰すべての内容は、明治天皇と宮内省上層部の一部に把握されていたと考えられる。しかし、注意したいのは、同時期に明治天皇は、薩摩島津家からも孝明天皇宸翰の提出を受けている点である。件数だけなら島津家の方が多し。そのような状況下、松平容保宛宸翰の内容を知った明治天皇(宮内省)がどのような反応を示したのか興味は尽きないが、これは機会をあらためて考えてみたい。

とまとめている。

明治二十二年の段階で、明治天皇と宮内庁上層部が、会津松平家に対する孝明天皇宸翰の全容を把握していたという事実の指摘と同時に、白石氏は同時期に島津家からも宸翰資料の提出を受けている点に注意を喚起している。「件数だけなら島津家の方が多し。」是等の情報を得て、「明治天皇(宮内省)がどのような反応を示したのか興味は尽きない」と言う事になるのは当然だが、実はこの島津家の資料提出

については、会津松平家とも深い関連があったのである。

三

明治二十二年という時期に、宮内大臣側からこのような申し出があったのはなぜか、これには実は重大な伏線があった。それは、平成三十年四月十四日付け「福島民報」記事で紹介された、鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵の、秋月梯次郎が旧薩摩藩士市来四郎に宛てた手紙によって知ることが出来る。この手紙は、明治維新百五十年にあわせ、黎明館がNHKの大河ドラマに関する企画展を開催している中で、平成二十五年の「八重の桜」コーナーで紹介されたものである。新聞の見出しには、「戦いの記憶乗り越えて」「旧薩摩藩士との交流を示す」とあり、黎明館の内倉学芸課長(当時)は、「会津、薩摩両藩が戊辰戦争で戦った部分だけでなく、良好な関係にも多くの人に目を向けてもらえる年にした」というコメントを残しているが、この手紙の内容をよく読むと、ただ単に旧交を温めるものではなく、旧会津藩にとつて切実な問題が隠されていることに気づかされる。市来四郎は、旧知の秋月に、会津松平家に伝来する孝明天皇宸翰を見せてもらいたいといってきたのである。なぜ島津家がそういう行動を起こしたのか、それは島津久光の遺言に基づくものだった。島津久光は、明治二十年に亡くなっているが、亡くなる前に、明治維新以前に島津家が孝明天皇から頂いた宸翰を、是非明治天皇に見てもらって欲しいという遺言を残したというのである。

四

平成十二年に出版された『鹿児島県史料』「玉里島津家史料 九」には秋月胤永の発した手紙が四通、秋月胤永宛の手紙が一通紹介されている。(二八四三～二八四九は、「玉里島津家史料 九」の通番。)

二八四四 加藤正記ヨリ秋月胤永へ「磬梯山噴火一件」

廿一年七月廿一日

二八四六 秋月胤永ヨリ市来四郎へ

七月七日

二八四七 秋月胤永書翰 宛名不明

七月廿六日

二八四八 秋月胤永書翰 宛名不明「松平容保へノ勅書ノ件」

七月廿七日

二八四九 秋月胤永書翰 宛名不明

二月十九日

それらの書簡の直前の二八四三には、「島津忠義忠濟両公ヨリノ上書」（明治二十一年六月十四日）という次のような資料が収録されている。

「島津忠義忠濟両公ヨリノ上書」（明治二十一年六月十四日）

「孝明天皇ノ宸翰ヲ明治天皇ノ叡覽ニ供シ奉ル」

本日奉供

天覽候数通之

宸翰ハ、過ル文久三四年ノ間

先帝故久光へ下シ賜リシ

宸翰ニシテ、故久光生存中常々臣等ニ申聞クルニ、過年聊微力

ヲ尽シタルモ全ク

先帝ノ厚キ

叡慮ヲ奉承シタルニ外ナク、

拝見仕毎ニ當時

叡慮ヲ苦メ給ヒシコトヲ回想スルニ、実ニ感泣ニ堪ヘサルナリ、

就テハ

聖上ニハ當時 御幼沖ニ入ラセラレ候故、

先帝ノ斯迄

叡慮ヲ惱シ給ヒシ御情実は恐ナカラ御存シモ不遊哉ニモ存ス、

然ルニ如何ニセン、種々故障アル故、先年奉呈シタル久光カ履

歴書ニモ記載セサリシ次第なり、因テ没後ハ必ス志ヲ継キ奉入

天覽ヨト平生毎々申聞候、依之乍恐奉供

天覽候、恐惶謹言

明治二十一年六月十四日

正二位公爵島津忠義

正五位公爵島津忠濟

本日ご覧に入れる数通の孝明天皇のお手紙は、かつて文久三、四年頃天皇が故久光にくださったもので、生前久光は私たちに昔微力を尽くしたのは、先帝のお気持ちを受けてのことと、これらの手紙を見るたびに当時天皇が苦慮なさっていたことを思い出して泣けてくる。現天皇は当時幼くて孝明天皇の深いお気持ちをご存じないに違いない。しかしこの件はいろいろ事情があつて、先日提出した久光の履歴書にも記載しなかつた。それ故、自分の死後は必ず天皇にお見せしてほしいと、常々いっておりました。だからご覧に入れる次第です。

「島津忠義忠濟両公ヨリノ上書」という表題と、「孝明天皇ノ宸翰ヲ明治天皇ノ叡覽ニ供シ奉ル」という添え書きから分かるように、二八四三は、旧薩摩藩島津家に由来する島津忠義、島津忠濟両公爵から明治天皇に宛てた上書の写しである。島津忠義は、島津久光の長男で斉彬のあとを嗣いだ島津氏第二十九代当主で薩摩藩の第十二代（最後）藩主、忠濟は、久光の七男、久光の開いた玉里島津家の二代当主である。この文書は、明治二十年十二月に久光が亡くなったことを受けて、その遺志を実現するため、遺児二人が今回の行動を取ったというのを説明している。亡くなった久光は、生前明治天皇に、孝明天皇の宸翰を見せようとして果たさず、遺児が明治二十一年になって、実現させたということになる。履歴書云々についてはよく分らないが、もしかすると明治十七年華族令に基づく叙爵のための履歴書だったのかも知れない。それはともかく、明治二十年過ぎになって、島津家が孝明天皇の宸翰を明治天皇に見せるというのは、一つの事件である事は間違いない。なぜこの時期に、孝明天皇との関係を持ち出すことになつ

たのか、何らかの必然性があつたはずだが、そのところはよく分からない。ただ、島津家はこの時幕末の朝廷と島津家との関係を強調するために、当時他藩に出された同種の資料の確認をしようとしていたのだと思われる。

五

文久三、四年といえば、会薩同盟成立時で、長州藩が排除されていたときだから、会津藩関係者への取材があつたということは肯かれる。市来四郎は、久光の下で島津家に関わる資料収集をしていた人物であり、秋月とは旧知の間柄だった。久光の遺志で島津本家と玉里島津家の当主が明治天皇に孝明天皇の宸翰を見せたことを受けて、当時同盟関係にあつた会津松平家の資料提出を求めたため、秋月への依頼になつたものと思われる。二八四六から二八四九までの秋月の手紙は、市来が文久年間の会津藩の資料を見せてほしいといったところから始まつたやりとりである。

二八四四 加藤正記ヨリ秋月胤永へ「磐梯山噴火一件」

廿一年七月廿一日

二八四六 秋月胤永ヨリ市来四郎へ

七月七日

二八四七 秋月胤永書翰 宛名不明

七月廿六日

二八四八 秋月胤永書翰 宛名不明「松平容保へノ勅書ノ件」

七月廿七日

二八四九 秋月胤永書翰 宛名不明

二月十九日

二八四四の手紙は、会津地方の住人加藤正記が、明治二十一年七月十五日に噴火した会津磐梯山についての情報を写真と共に秋月宛に報じたものである。加藤正記についての詳細は不明だが、彼は、明治十四年十月五日、会津若松地方の福島県からの分離の建白書を出した人物として知られている。「若松分県建白書 岩代国北会津郡面川村平民」(早稲田大学図書館『大隈文書』)(大内雅人「福島県域の成立と

会津若松分県問題」『学習院史学』41(二〇〇三年) 加藤は、会津若松出身で中央に出ていた秋月と連絡を取り合っていたのであろう。この手紙がなぜここに収められているかということは、二八四七の手紙を読むと分かる。維新当時の資料整理に当たっていた鹿兒島の人物(市来四郎のような)から、磐梯山の噴火について見舞いの挨拶などを受けた秋月が、自分の近況報告と共に、磐梯山の噴火の状況を、写真と共に知らせてきた加藤の手紙をそのまま、参考資料として添付したのであろう。

この頃の胤永の住まいは、牛込水道町(現在の新宿区水道町)四十八番地、手紙の文中でてくる下二番町は、千代田区二番町のことである。

今、秋月の返信をもとに、市来四郎が秋月に依頼した事柄を確かめてみよう。

ここに紹介されている秋月の手紙は、いずれも月日のみで執筆年が記されていないが、二八四六から二八四八までは、加藤正記の手紙にある磐梯山噴火事件で分かるように明治二十一年と特定出来る。二八四九については、記事のなかにある同居人親子の死亡という事件が何時のことなのかはつきりせず、同年の春なのか、翌年なのか分からず、五月の筈の出京が早くなったのが誰かということも分からない。しかし、内容上この手紙は、他の手紙と関連付けられる内容かどうかはつきりしないので、ここでは取り上げないことにする。

六

二八四六の秋月の手紙は、七月二十一日付けである。島津兄弟の上書からおよそ一ヶ月ちよつと経過している。この間に市来が秋月宛に手紙を出しており、それに対する返信であることが分かる。

旧会津藩記録ノ件

昨日ハ御懇書被下奉拝謝候、時節柄とハ乍申連日濛々敷不堪鬱陶

候処、御家京中益御清福被為在奉賀候、扱ハ過日遠路僻地蒙御尋、久ふり談旧御高話相伺不堪感佩之至候、直ニ參謝仕度候処、日頃の要心臓の病ニ而難洩肝ニ波及、此五七日前更ニ強発、又御來談故之件ハ山川浩ナル者旧主家の事ニ専ら関し居候ニ付、同人御用出張漸々帰京故彼件漸度坏心頭種々内外ニテ取紛レ、過日漸々相伺候処、全ク下二番町二十八番地ハ覚候処、御尋申上不相分、遂ニ平野君へ御照会、更ニ漸々昨日相伺候、同日御不在ニ而晚刻帰宅之処御罷上被仰候、明八日八時頃より御來談可被下、其上御家令西郷君御同導被下候云々、正ニ承知仕忝席待上候條、此僻地迄の御枉車ハ実ニ恐入候へ共、御光臨之程願上候、只以昨日御留守の方へ申上置候つき、日頃被仰聞候云々の要件御認被下候得ハ、小生此ヲ持參日光旧主出張所迄出向候歟、又ハ病人の様子甚々あしくも候ハ、余人遣し候歟、久光公の御美旨被申貴台の御高誼ヲ旧主ニ篤候而承、彼我大美ヲ成度奉存候、令姪君へ相願候 貴台へ御依頼之御書付共ニ御勅書ニ付而被仰上候、御写し共ニいた、き度奉存候、余ニ付明日之拝姿候、

七月七日

頓首
秋月胤永

市来登台

侍史

文書原寸 縦一六・五糎 横九六・五糎

旧会津藩記録の件

昨日は、ご懇書ありがとうございました。時節柄とは申しながら、連日鬱陶しい日々が続いていますが、皆さまご清福の由、結構なことです。

さて先日は、遠路僻地までお出かけいただき、久しぶりにお話しうかがうなど、忝く存じております。早速お礼にうかがわねばならないところですが、持病の心臓病に胆の病気まで引き起こし、ここ数日はかなり病状が激化して

おります。お話し下さった件については、山川浩という人物が旧主家の問題を取り扱っておりまして、彼は公務出張からようやく東京に戻って参りましたので、この件を話そうなど、心中いろいろ考えておりました。あれこれ取り紛れており、先日お邪魔したのですが、地番ははっきり記憶していたのですが、たどり着くことが出来ず、平野君に照会して昨日ようやくお邪魔した次第ですが、ご不在とのこと、夕方帰宅したところ、お尋ね下さること、明日八日の八時頃、席を整えてお待ち申しております。鳥津家執事西郷君御同道のことも承知いたしました。こんな辺鄙なところまでお出かけいただくのは実に申し訳ありませんが、よろしくお願ひします。

ところで、昨日留守居の方にお願ひしておきました件につきましては、日頃おっしゃっていらつしゃつたかれこれの要件は、文章にしておいていただければ、それを日光の旧主のいらつしゃつたところまで小生が持参するか、もしくは病人の容態が悪化するようなら誰かに持って行かせるか、いずれにしても久光公がお考えだったすばらしいお考え、あなたがおっしゃっていたなみなみならぬご厚意を旧主にとくとお話ししてあれこれ、すばらしい最終結果を出したものです。姪御さんにお願ひしておきました、貴兄に対するご依頼の書付と共にご勅書について奏上されたものの写し、この二つをぜひともいただきたいと存じおります。その他は明日お目にかかった折りに。

【注】胤永に心臓の持病があったかどうかは明らかではないが、自分の病気とは別に、妻美栄が死の床についていたことはたしかで、美栄はこの月十二日になくなっている。

この手紙から分かることは、

- ① 市来が、七月六日以前に秋月宅を訪問しており、六日には市来からの手紙が届いたこと。（これは、秋月の訪問を受けて後のことか。）
- ② 市来が話題にした旧主家に関する件は、山川浩が担当者であること。
- ③ 山川は、公務出張中だったが帰京したので、その話をしようとい

前市来宅を訪ねたが、見当たらず、昨日ようやく訪問出来たこと。

④ 八日、市来は鳥津家の家令西郷同通で秋月宅を訪問する予定。

⑤ 市来がいつも話していた事を、是非文章化してほしい。それを持って自分もしくは代理の人間が旧主のもとに行き、久光公の厚意ある遺志を伝えて実現させたい。

⑥ 市来に依頼された事柄の書付と共に、勅書についての上書の写しをいただきたい。

おおよそ以上のようなことになる。

七

二八四七 秋月胤永書翰 宛名不明

(異筆)

「此程郷里人来候間、噴火ノ写真遣候間、来簡一同掛御目候、」

朶雲莊誦入暑格別ニ覚へ候処、益御清安被為渡奉謹賀候、過日ハ昇野望外蒙懇待不知所謝、然上彼の御一冊拝見被仰付、日頃高話相伺候下名之義反覆拝読感泣不事候、申サハ先年旧藩主奉勅之証拠ものと申氣味ニ而、且ハ御藩へ被下居候事ナレハ、明々白々の義旧君臣の喜悅大慶不過之、旧主ニ拝見為仕候ハ、何と感戴可仕也、御札筆紙ニ難尽次第ニ而同地へ赴候条、速ニ拝見も為仕兼候仕合ニ御座候、然二今日御用故一応返上仕候様被仰下、又も拝見可被仰付旨被仰付候処、何卒本日御用済之上、更ニ拝見相成候様願上候、実ハ日頃申上候先年公用人相勤候小野権之丞守とは、先年御内書被下置候節ハ、毎度御文字ニ似せ写し取居候間、此頃拝見之御書同人ニ談し置、未タ半ニ至ラス候、何卒又候拝見願上度、直様御戻し申上候、乍末寺師様へも宜被仰達被下度煩し上候也、

七月廿六日

秋月胤永

文書原寸 縦一六種 横八二種

最近会津若松在住の人物から手紙が来たのですが、磐梯山噴火の写真を同封してきましたので、手紙と共にご覧に入れます。

お手紙拝誦、暑さ格別のところ、ご清安で結構なことです。先日は、思いがけないご欲待でお礼の申しようありません。さらに、例の書物一冊、拝見を許され、日頃うかがっていた旧藩主関連の事柄について、繰り返し読ませていただき感泣しております。いわば、ここにありますことは、旧藩主の奉勅を証明するもので、まして薩摩藩宛のものですから、非常にはつきりしております。旧藩関係者は、大喜びすることでしょう。旧主のご覧に入れたらば、どんなに喜んで押し頂くことでしょうか。お礼の言葉もありません。ただ、旧主はいつも申しております通り日光におられ、最近旧領磐梯山噴火の件で福島に出掛けておいでで、すぐにはお見え出来ない次第です。ところが今日になってそちらから用があるので、また見せるから、一旦返すようにと言われました。お願いですから、今日御用済みにして引き続き拝見させて下さい。実は、いつも申し上げております、先年公用人を務めておりました小野権之丞守という人物は、先年御内書をいただいた際には、毎度その筆跡に似せて書写しておりましたが、この頃拝見させていただいた書類も同人に話して書写させておりましたが、まだ半分にもいっていません。是非とももう一度拝見させて下さい。末筆ながら、寺師様にも宜しくお伝え下さい。

七月廿六日

秋月胤永

異筆とあるこの端裏書は、おそらく胤永の自筆書き加えではないかと思われる。流れとしては、七月七日付の二八四六書簡の後、梯次郎には、十一日の妻の死、十五日の磐梯山噴火と、大きな事件が続く。磐梯山噴火の際は、旧主が現地に出掛けているということで、返事が遅れたもので、その際、磐梯山噴火の実情を知らせるために、会津若松の加藤正記から来た二八四四の手紙と写真を同封したものであ

う。二八四四の手紙は、会津地方の住人加藤正記が、明治二十一年七月十五日に噴火した会津磐梯山についての情報を写真と共に秋月宛に報じたものである。

改めて二八四六の内容を整理してみよう。

・秋月は、以前訪ねていった相手に歓待され、さらに前々から聞かされていた件について記録された文献を借りてきて読むことが出来た。

・その内容は、文久年間以後の会津藩の行動が孝明天皇からもらった密勅に基づいていると言ふことの証拠になる内容で、しかもこれが薩摩藩に下されているということで、会津藩の行動の正当性を証明するものである。

・これらは、容保以下旧会津藩関係者にとっては非常に喜ばしい情報である。

・容保に早速読ませたかったが、容保は磐梯山噴火の件で日光から現地入りをしていてできなかつたので、一旦返却するが、本日中に用済みにされ、改めて貸し出してもらいたい。

・実は、以前お話しした旧藩関係の公用人を務めていた小野権之丞は、当時御内書をもらったときには、その筆跡に似せて写し取っていた人物で、この頃拝見した書類も当人について書写させていたが、まだ半分にも達していない。とにかくすぐ戻すので、もう一度貸してほしい。

文末にある「寺師……」とあることから見て、この手紙の相手は、市来ではないかとおもわれるが、（市来は寺師正容の次男で市来政直の養子となった。）この時秋月は、島津家がまとめていた文久年間の記録二八四三（「孝明天皇ノ宸翰ヲ明治天皇ノ勲覧ニ供シ奉ル」）島津忠義忠濟両公ヨリノ上書）を見ていたことが分かる。問題はそれが容保が孝明天皇からもらった密勅と同内容のものだということであ

る。これを世間に公表したらどうということになるか、すぐに察しがつくところである。

八

二八四八 秋月胤永書翰 宛名不明

松平容保へノ勅書ノ件

態々之御懇書謹誦仕候、さし上候御一書、維新史料と申もの二記載有之云々被仰下候処、今日此の御懇待を蒙り候、下名何二御隠し可申や、旧主容保斯く迄精忠 天幕二事へ奉り候而、

先帝聖明の眷愛を蒙り、不肖の生等参佐之末二列シ、遂二忠か不忠と変シ、善か悪と相成、天地易位の場合と相成、生等之不行届ハ勿論二御座候得共、実二臣子之情所不忍二御座候、依之何時か此を洗雪せんトノ一念ハ終始無息、せめ而ハ

聖明御旨趣之所被為在二而も世二明シ度存候ま、一二の有志者二明し候事も有之、今更御忠言をいた、き候而、実二愧謝スル外無御座候得共、意中之程御諒察被成下、可然其御向へよろしく御取計被下度懇願仕候、維新史料記載之義ハ速ニ差止め申遣候、

一 拝見仕掛候御一冊之義ハ、全ク旧主守護の職奉スル際、奉勅の証拠ものと申様なる姿ニ而、生等拝見スラ感泣喜躍之外無之、まし而旧主親しく拝見仕候ハ、何と申候歟、其意中実ニ被察候、唯々此上旧主二一 応拝見為仕度、若松より問もなく日光へ参候都合と承候間、更二一 応拝借被仰付写し取直二日光へ持参拝見為仕度旨趣之外無御座候条、尤余所人抔ニ為見候義ハ固く禁候間、何卒御都合を以、此ものへ御貸附被下度奉懇希候、頓首謹言

七月廿七日

秋月胤永

文書原寸 縦一五・七糎 横九八・二糎

お手紙謹んで拝読、差し上げた資料は、維新史料中に収録されていとお知らせいただき、今日懇待を受けました。旧主容保が、精忠を尽くして天皇と

幕府に仕え、先帝から目をかけられ、私たちも施政の補佐の末席に連なつてしまつたが、いつの間にか立場が逆転して忠と不忠、善と悪とが正反対になつてしまつたのは、自分たちの不行き届きからと思つけれども、臣としては耐えられないことです。汚名をそそぎたいという気持ちはつねに持つております。せめて先帝の気持ちのあるところを是非とも世間に公表したいと、一、二の有志者には明かしたこともありましたが。

今更のご忠言、慚愧、お詫びしかありませんが、意中をくみ取つていただきその筋へよろしくお伝えいただくよう懇願いたします。維新史料への記載は速やかに差し止めさせます。

一 拝見した一冊の内容について、これは旧主が守護職在任中、勅命を奉じて行動していたことの証拠といえるもので、自分が読んでもうれしくありません。まして旧主がこれを読まれたらどうおっしゃるか、意中が察せられます。是非ともこれを旧主に拝読させたいと思います。旧主はまもなく若松から日光へ参るとのことなので、改めて拝借して書写し、それを日光に持つて行きたいという気持ちだけで他意はありません。もちろん他人に見せることは厳禁にいたしますので、どうか、この手紙を持参したものに御貸し付けくださるようお願いいたします。

冒頭に出てくる「維新史料」というのは、明治二十年（一八八七）から明治二十九年まで、野史台により発行された明治維新関係の基本史料集のことである。（富岡政信、太田長吉、野口勝一らを中心に、「嘉永以後明治五年ニ至ル二十五年間ニ生シ、苟モ国事ニ関スルモノハ事大小トナク網羅蒐集シテ遺漏ナカラシメン」という編集方針で、毎月一回から三回、一八二編が発行されている。）

今、明治二十年九月創刊の第一編から明治二十一年六月第十編までの目次から孝明天皇関係の資料を見ると、

・第一編冒頭に孝明天皇御製四首

皆人のこゝろのかきりつくしてし後こそたのめ伊勢の神風

朝な夕な民やすかれと思ふのみ心にかゝることくにのふね
夷しらよ舟こきもとせ伊勢の海神の御国と知りてあるかも
あちきなや又あちきなや葦原のたのむかひなき武蔵の、原

・第三編御宸筆勅諭 公卿百官二賜

文久二年壬戌二月 孝明天皇親く宸翰を染めたまひ公卿百官に賜はる所の勅諭なりとて当時有志士の間に伝播せり或は是れは擬して作る所なりといへり孰れか是なる事を知らず今其写二三通を得て校讐し文理の暢達するものを挙ぐ世其詳なることを知る人あらは教示を咨むことなかれ

…本文略…

・第四編 御宸翰并將軍家茂公の請書

文久四年甲子春正月徳川將軍家茂公へ下賜せられたる御宸翰并に將軍より御請書を奉りしものなりとて京都艸の家露葉君より寄せられたり左の如し

…本文略…

・第八編 孝明天皇御宸翰

是ハ文久三年（紀元二千五百二十三年）六月廿三日京都守護職松平容保君に降し賜る所の御内翰なり

…本文略…

○是ハ文久三年八月十七日ノ夜中川親王ヨリ松平容保君ニ内勅ヲ移シ賜ハリ因リテ十八日ノ周旋アリテ之ヲ賞セラレテ賜ハル所ニモノナリトゾ

たやすからざる世に武士の忠誠のこゝろをよろこひてよめる
和らくもたけきこゝろも相生のまつる落葉のあらず栄へむ
武士とこゝろあはして巖をもつらぬきてまし世々の思ひて

堂上以下疎暴論不正之所置増長ニ付痛心難堪下内命ニ之処速ニ領掌憂患掃攘朕存念貫徹之段全其方忠誠深感悦之余右帑箱遣レ

之者也 文久三年十月九日

鳥津久光関係では、第四編（明治廿年五月二十日刊行）に

・鳥津久光公履歷書 従一位大勲位公爵嶋津久光公は明治二十年十二月六日七十一歳を一期とし溘然長逝せられたり依て公の維新の大業を翼賛して其勲功卓偉なりし事蹟は勝て数ふからず他日を待て其伝を掲げんとす今 朝廷公の勲功を賞し累りに顕職栄位を与へられたる次第のみを左に記す

として明治以降の位階の昇進を列挙した記事がある外、第三卷末尾には、孝明天皇の記事についての

○駁議

維新史料第一編二掲クル 御製中夷しらよ「あちきなや」ノ二首
ハ 御製二ハ之レナカルベシト勝野正満氏ヨリ申越サレタリ

という項がある。

手紙文中にある秋月が「さし上候御一書」といっているのは、問題になっている宸翰を含む第八編所収の文久三年関係ではないかと思われるが、問題は、これらの資料が、会津藩関係者の知らないところで野史臺に提供されているということである。市来四郎から指摘されるまで、秋月は記事に気がついていなかったという事だから、情報提供者は松平容保周辺の会津藩関係者ではない。この一連のやりとりからはつきりすることは、はじめに鳥津家側から、秋月を通じて文久年間の関係資料の提供を求めたこと、それに関連して明治天皇に見せた薩摩藩関係資料が秋月の手に渡されていたこと、会津側ではその写しを手に置いて、自分たちの行動の正当性を証明するため、容保の手にある密勅の類を公表しようとしたのに、会津藩関係者の思惑とは無縁なところで、公開されていたと言う事になる。先便に出てきた資料は、今回貸してもらえなかったようで、とにかく写しを日光の容保に読ませたい、それ以外には余人には見せないと、懇願している。秋

月の痛切な思いが伝わってくる。

九

明治二十年に鳥津久光が亡くなった後、久光の遺志により、明治天皇に見せた孝明天皇についての情報と共に、同じ時期薩摩藩と共同してことに当たっていた会津藩側の資料が、中央政界で公表されていたとしたら、どういことが起こったか、少なくとも長州藩の行動、過激派貴族の横暴など明治新政府の正当性が疑われることになるのはたしかである。鳥津家関係者は、ことの重大性に気がついており、鳥津家関係のものと共に会津側の資料を抑えてしまったことが分かる。民間の売文業者が提供する情報と、政権の中核にある鳥津家が公開する情報とは、その重みは格段に違ってくる。『維新史料』に掲載された孝明天皇の宸翰和歌は、ほとんど黙殺に近い扱いだだったのである。

ところが今回明らかになった秋月が久邇宮家に贈った手紙によれば、この翌年明治天皇は会津松平家の孝明天皇宸翰を知っていたことになる。

孝明天皇の密勅については、後年北原雅長が『七年史』（明治三十一年七月・一九〇四年発行）で、藩主の松平容保が京都守護職の時、朝廷が会津藩をいかに信頼していたかの証しとして取り上げているのだが、その出版が不敬罪に当たるとして北原はとらわれているし、山川浩（没後健次郎が参画）の『京都守護職始末』にも取り上げられているのだが、後述するようにこれも出版延期になるなどさまざまな妨害工作があったことが知られている。

平成二十五年鹿児島歴史資料センター黎明館の開かれたNHK大河ドラマに関する特別展では、「八重の桜」コーナーが設けられ、そこには「会津藩と薩摩藩」についての説明文があり、市来宛の秋月書簡が展示されていた。このことは、「福島民報」でも取り上げられたが、記事中には、「市来が陸軍少将を務めた旧会津藩士山川浩を訪問した

際に留守だったことなど云々」という解説とともに、黎明館関係者のコメントが載せられている。解説文中にある、市来の山川家訪問というのは、二八四六書簡にある下二番町訪問のことかと思われるが、これは明らかに秋月が市来宅を訪問したということ、市来が山川を訪ねたということではない。この資料は、市来と秋月との良好な関係を示すものではあるが、内容上は、旧薩摩藩関係者が、自分たちの旧幕時代における孝明天皇との関係を強調しようとして、会津側の資料提供を求めたところ予想外の資料が出てきて、慌ててその公開を抑えたという、これまで知られていなかった事情を明らかにするものとして記憶されるべきものであろう。明治二十一年の島津家上書を受けて翌明治二十二年には、明治天皇と宮内省が直接会津松平家に働きかけているにもかかわらず、島津家だけが明治天皇に上書して面目をほどこしたのに、同じくというより、島津家以上に孝明天皇に尽くした容保は無視されてしまったことになる。明治政府成立後、孝明天皇を巡る問題の闇を明らかにするという点で、貴重な資料だといえよう。

先にも見たように白石氏は、「注意したいのは、同時期に明治天皇は、薩摩島津家からも孝明天皇宸翰の提出を受けている点である。件数だけなら島津家の方が多い。そのような状況下、松平容保宛宸翰の内容を知った明治天皇（宮内省）がどのような反応を示したのか興味は尽きないが、これは機会をあらためて考えてみたい。」と語っているのだが、ここに紹介した事情から分かるように、明治天皇側が島津家に対して提出を求めたわけではない。これらの資料を見た明治天皇側は、資料を受け取る際、会津同盟などの機微にわたる情報を島津家側から聞いたのであろう。その結果が旧会津藩関係者に資料の提出を求めることになったのではなからうか。しかし、情報を得た宮内省側は、このことを現政権との関係でほぼ厳秘にし対外的には黙殺に近い

扱いをしたと思われる。(宮内大臣が土佐出身者だったことを思いおこしてみよう。現在の政権の中核には、孝明天皇が毛嫌いした三条美美や岩倉具視、長州藩出身者が充満しているのだ。)「福島民友」の記事の中で、白石氏は、「14歳で父(孝明天皇)を亡くしている明治天皇は、この時期から父の人物像に関心を持ち始めたのではないか」とコメントし、さらに明治三十五年、困窮していた松平家に対する3万5千円の下賜(福島民友の記事。後述のように、『男爵山川先生伝』には三万円とある。)についても「明治天皇の意向なしでは考えられない云々」とあるのだが、そこにたどり着くまでに松平家関係者がどのような苦労を重ねていたかを考えれば、父親に対する関心は勿論あったであろうがそれ以上に、明治天皇の意向というより、天皇を取り巻く政府関係者の迷惑のほうが必要だといえるのではなからうか。

先に見た秋月の市来に宛てた手紙を見れば分かるように、会津藩関係者は、島津家から宸翰の公表を抑えられている。明治二十二年に宸翰を明治天皇が見たことは、この手紙でも分かるように、秋月も久邇宮も知っている。松平家の家政を取り仕切っていたと秋月が言っている山川浩も当然知っていたはずである。ところが、この件についてはこれ迄会津藩側からの言及は全くない。島津家側は、容保宛の孝明天皇宸翰を認知しているが、一般公表はしないように働きかけた、それと同じく宮内省(明治天皇側)も、宸翰を認知したが、その事実の公表は厳秘扱いにする、そういう働きかけがあったのではないかと思われる。その後明治二十六年に容保公はなくなった。

十一 孝明天皇の宸翰については、『男爵山川先生伝』(山川浩の弟、山川健次郎の伝記)に、これとは違う話が記されている。

山川浩と健次郎とは、明治三十年頃から、『会津守護職始末』の作成を意図し、池田晃淵に草稿を作製させていたが、浩が明治三十一年

亡くなると、「其後は先生一人で右の文書類は勿論、其他の参考書類を一々読破取捨して漸く脱稿完成したが、その出版に就ては種々の事情があつて之を公にするの機会を得なかつた。」というのである。

その後明治三十四、五年頃になって、健次郎は、親しい間柄だった谷干城と富田鉄之助に松平家の経済的困窮を訴え、宮中から御下賜金を受けられないかという話になった。健次郎は、明治維新当時の会津藩の立場を説明する中で孝明天皇の宸翰があることを話した。富田はその話を三浦梧楼に取り次いだ。三浦は健次郎の衷情を察し、宸翰が見たいというので、ある日、三浦を松平家に招き、健次郎立ち会いの下でそれを見せたという。三浦はそれを見て、「斯る優渥なる勅語を賜つたものは長州にもない珍しいものだ」といったとあり、さらにその後土方久元（先にも記したとおり明治三十一年まで宮内大臣。）にも見せたが、土方は「今更に斯る立派なものを松平家に賜はつた事実には驚いた」というのだ。土方は維新の志士の一人で、孝明天皇の筆跡を熟知していたから、「その驚嘆やまさに人一倍であつたであらう。」と伝記の作者は書いているのだが、ここでは、明治二十二年に宮内大臣が云々という白石氏が記した事件に土方は、全く関わっていないかつた、知らなかつたといったという。これは一体どういふことだろうか。十二

『山川先生伝』によれば、三浦に宸翰を見せたとき、同時にこの時出来上がっていた『京都守護職始末』の草稿の謄写本を三浦に贈っている。（書生その他をかき集めて急いで書写させたいきさつは『山川先生伝』に詳しい。）『山川先生伝』には、

これを読んだ三浦子は初て会津藩の立場を理解したものが、「當時の事情はかうもあつたのか、自分は今迄かういふこと、は知らなかつた」と三嘆したといはれる。

と記している。

その後この件は伊藤博文を通じて上奏され、三万円が下賜されて決着するのであるが、この時三浦は、『京都守護職始末』の出版を当分の間見合せて欲しいといつてきた。山川は、やむなく了承したが、編纂完成より十有余年を経過した明治四十四年出版を決意する。

この時三浦は山川に約束が違ふといつてきたが、山川は、当時の約束は当分の間見合はしてくれといふことであつたが、最早それより彼此十年近くも経過して居るし、又出版したといつても一般に発売した訳でもなく、旧藩同好の士に頒つたまでだから、何にも差問へあるまい。

と取り合なかつた。十一月に本書は出版されるのだが、その結果当時の会津藩の動向が非常に鮮明になり、維新史研究の上に新生面を開くに至つたことは勿論、実は、文部省の維新史料編纂会の創設にはこの書の刊行が動機になっているということが、山川の証言で明らかにされる。

健次郎が明治四十四年四月六日、家族に宛てた手紙の中にこんな一節がある。

三浦梧楼が大隈（重信）に話したる説にて、山県（有朋）などが、始末（京都守護職始末）によれば、先帝の御時代には、長州は凡て違勅の行動を為し来れるものにて、後世に至り大に誤解さる、恐れば、先長元老生前に後世の誤解を防ぐに足るべき様なし置かざる可からずと、今回の事に相成候由、大隈より池田に語りたる由に御座候、大隈が山川（浩男爵）といふ男は死後迄面白芝居を打つたと申笑候由に候。果して然らば実に愉快に存候。

「今回の事」というのは、明治四十四年五月に文部省維新史料編纂会が創設されたことをさしている。「まず、長州の元老が生きるところに、後世の誤解を防ぐ処置を取らなければ…」といつて居るところに藩閥政府側のあわてぶりが見えるようではないか。とにかく『京都

守護職始末』が出版される以前に、官側の資料収集体制を整えておくという意図がはつきり分かる話である。

十三

現在残されている宸翰に添えられた解説（「八重の桜」展覧会の時、宸翰と共に展覧されていた。）などもあり、明治二十二年に宸翰が明治天皇の下にとどけられたことは間違いないが、『京都守護職始末』のこうした出版経過を見る限り、宮内大臣の土方が、明治三十五年の段階で宸翰の存在を知らなかったといっていることは不思議である。この事実は、天皇の側近しか知らない極秘の情報だったということ、宮内大臣も口外できない情報だったということではなからうか。おそらく山川浩は実質的当事者として知っていたことは間違いない。周辺にいた秋月も久邇宮も情報を共有しているのである。だがこの情報は、旧会津藩関係者でもごく一部にしか伝わらず、話の流れでは、山川浩の弟健次郎も知らなかったことになっている。藩閥政治の闇の深さを想像させる事態といえる。今回の白石氏の報告は、秋月が、松平家を代表して久邇宮に、孝明天皇の宸翰が明治天皇のもとにとどけられたということを報告しているという点で、旧主家と秋月、久邇宮家との関係が、この頃まで続いていたことを示している点でも非常に重要な情報であるが、明治二十二年の時点で既に明治天皇が孝明天皇の容保あて宸翰を見しっていたという事実が全くどこにも伝わっていないことは大問題だといえよう。明治二十一年の島津氏の動向なども含めて、慎重な追究が期待される。

二〇一九年十一月十六日

【追記】

本稿を、紀要編集委員会に提出した直後に、佐佐木善孝氏より、十一月十七日に会津若松市で開かれた公開シンポジウム「戊辰戦争百五

十年を超えて 会津の義—孝明天皇の御宸翰から—において、白石烈氏が報告されたレジュメをお送りいただいた。報告された内容は、本稿で論じた問題に関わる問題がいくつか見られる。詳細は別稿に譲るが、ここでは、問題点を指摘し、整理しておく。

(1) 孝明天皇の容保宛て宸翰について

すでに「戊辰戦争と秋月梯次郎」（金城学院大学論集（人文科学編）第十五巻第二号）二〇一九年三月三十一日発行）において報告したように、慶応四年二月十一日、容保は輪王寺宮経由で朝廷に宛てた歎願書を提出している。これと同時に田中土佐、神保内蔵助、梶原兵馬、上田学大輔、内藤介右衛門、諏訪伊助ら家老連署の歎願書が江戸在府中の二十二諸侯に届けられており、その歎願書の末尾には、記事内容を証するために文久三年十一月の宸翰の写しと和歌とが添えられている。これらは決して極秘扱いされていたわけではない。当初は無視されていたのである。現に「維新史料」（野史臺）に資料提供をしたのが会津藩関係者ではないことを見てもそのことはよく分かる。こうした情報は、対立する政権の当事者が認めなければ、ガセネタ扱いされるという事態は、現在でも変わらない。白石氏の報告によれば、明治八年から十一年にかけて政府（修史局）や宮内省は旧大名家や華族に戊辰戦争前後の活動の記録を提出させており、会津松平家も編纂した家記、家譜を提出しており、孝明天皇の宸翰も引用されているという。しかしこの時の資料収集は収集にとどまっており、政府から公表されたわけではない。この点は、明治二十二年の際も同じで、この場合には天皇の手許に留め置かれており、何らかの問題提起がなされたわけではない。この時、島津久元の思惑がどこにあったのかは詳らかでないが、少なくとも彼にとつては孝明天皇との結びつきを、改めて明治天皇に知ってもらいたいという願いがあったことはたしかであろう。その結果明治天皇は、旧諸藩関係者に関連する資料の提供を求めるこ

とになったのである。一方の島津氏側は、旧会津藩関係者が名誉回復のために公開しようとする動きを抑えたことになる。この時、天皇側にはそれらの資料をどうするのか、具体的な計画があったとは思えない。集めた資料はそのまま厳重保管されたということだろう。旧会津藩関係者の名誉回復願いは、この時は全く顧慮されず、かえって極秘扱いで済まされたということではなからうか。なお、この宸翰については、南摩羽峯が明治二十九年七月十一日の史談会で公表している（この日の記事が掲載された史談会速記録第61輯の出版は、明治三十年十一月）という小林修氏の指摘がある。（『南摩雨峰と幕末維新期の文人論考』八木書店・二〇一七年三月二十日）

(2) 明治三十五年の松平家に対する内帑金下賜問題

白石氏は、この問題について「従来は『会津守護職始末』出版中止とひき換えに明治政府高官が宮内省から引き出したとされる／＼口止め料、説は正しいか？」と問いかけ、「3万5千円下賜は明治天皇の判断／＼その利息で家計を助けよ」として、出版妨害の問題については暗に否定的な書き方になっている。この問題について、明治天皇の判断があつたことは当然だが、天皇ではなく周辺高官からの出版に対する働きかけがあつたことは間違いない。先に記したように何よりも、松平家の困窮問題がどういう形で天皇に知らされたかということを考えてみれば、その点ははっきりする。松平家の窮状が天皇に伝えられたのは、『山川健次郎先生伝』に伝えられるようないきさつがあつて、初めてできたことである。天皇に口止め料という意識は無かつただろうが、取り次いだ政府高官達は、それを口止め料のように扱つたということである。

（二〇二〇年一月二十日）